

京都市訓令甲第9号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

別表総合企画局の款情報化推進室の項を次のように改める。

政策 推進 室	東京 事務 所	産業及 び観光 に係る シティ セール スに関 する事 務を担 当する 次長	交替に  午前8時50分から午 後5時35分まで  午前11時から午後7 時45分まで	一 般 職 員 に 同 じ	一 般 職 員 に 同 じ	4週間を通 じて8日、 祝日法によ る休日並び に1月2 日、同月3 日及び12 月29日か ら同月31 日まで
情報 化推 進室	情報 政策 課	はん 汎用電 子計算 機を使 用した 情報シ	交替に  午前8時から午後4時 45分まで	一 般 職 員 に 同 じ	一 般 職 員 に 同 じ	一般職員に 同じ

	システム の運営 に 関す る業務 に従事 する職 員	午前8時30分から午 後5時15分まで  午後1時から午後9時 45分まで			
--	--	---	--	--	--

別表産業観光局の款商工部の項中央卸売市場第一市場の目を次のように改める。

経済 企画 課	首都圏 におけ る催事 等を担 当する 担当課 長	交替に  午前8時50分から午 後5時35分まで  午前11時から午後7 時45分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	4週間を通 じて8日、 祝日法によ る休日並び に1月2 日、同月3 日及び12 月29日か ら同月31 日まで
中央 卸売 市場 第一 市場	農産品 現場に 勤務す る職員 及び水 産品現	交替に  午前5時から午後1時 45分まで。ただし、 土曜日は、午前8時3 0分まで	土曜日 以外の 日は、4 5分	土曜日 以外の 日は、3 0分	日曜日、4 週間を通じ て2日、祝 日法による 休日並びに 1月2日、

場に勤 務する 職員	午前8時30分から午 後5時15分まで。た だし、土曜日は、正午 まで			同月3日及 び12月2 9日から同 月31日ま で
------------------	--	--	--	---------------------------------------

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)